

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第11号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第6条</b> 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあっては15年、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては10年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項（外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第7号）第2条においてその例による</p>	<p><b>第6条</b> 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあっては15年、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては10年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項（外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第7号）第2条においてその例による</p>

改正前	改正後
<p>こととされる場合を含む。)の規定により派遣され、又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(県職員給与条例第16条の5第1項若しくは学校職員給与条例第22条第1項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号))の規定により準用する場合を含む。)の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者(その委任を受けた者を含む。)があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p>別表(第6条関係)</p>	<p>こととされる場合を含む。)の規定により派遣され、又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第2条第1項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表第1の適用については、当該休職の期間(県職員給与条例第16条の5第1項若しくは学校職員給与条例第22条第1項又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号))の規定により準用する場合を含む。)の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣の期間)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第1に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者(その委任を受けた者を含む。)があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(県職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)</u></p> <p>2 <u>県職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。</u></p> <p>別表第1(第6条関係)</p>

改正前	改正後
略	略
備考 略	備考 略

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（附則第2項関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	21,000	10,500
1年以上2年未満	21,000	10,500
2年以上3年未満	21,000	10,500
3年以上4年未満	21,000	10,500
4年以上5年未満	21,000	10,500
5年以上6年未満	21,000	8,800
6年以上7年未満	21,000	7,000
7年以上8年未満	21,000	6,700
8年以上9年未満	21,000	3,500
9年以上10年未満	21,000	1,800
10年以上11年未満	17,500	
11年以上12年未満	14,000	
12年以上13年未満	10,500	
13年以上14年未満	7,000	
14年以上15年未満	3,500	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 3項職員のうち、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号）附則第2条の規定により同条に規定する新級を決定された職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員にあっては、3項職員の欄中「10,500」とあるのは「12,600」と、「8,800」とあるのは「10,900」と、「7,000」とあるのは「9,100」と、「6,700」とあるのは「8,800」と、「3,500」とあるのは「5,600」と、「1,800」とあるのは「3,900」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。